

認定申請に関する手続きの流れ

法人事業者	個人事業者
各事業年度の終了日から1ヶ月以内に申請してください。	12月31日から所得税申告期限までに申請してください。
関係書類を添えて、県の窓口（※下の申請・お問い合わせ窓口）へ提出してください。	
県の窓口で受付後、審査手続きを行います。（概ね2週間程度）	
審査結果は、認定通知書又は不認定通知書により申請者の方へ通知します。	

申請・お問い合わせ窓口

申請・問合せ窓口	電話番号	管轄する市町村
危機管理政策課 岐阜地域防災係	058-272-1111	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町
西濃県事務所	0584-73-1111	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町
揖斐県事務所	0585-23-1111	揖斐川町、大野町、池田町
可茂県事務所	0574-25-3111	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
中濃県事務所	0575-33-4011	関市、美濃市、郡上市
東濃県事務所	0572-23-1111	多治見市、瑞浪市、土岐市
恵那県事務所	0573-26-1111	中津川市、恵那市
飛騨県事務所	0577-33-1111	高山市、飛騨市、下呂市、白川村



事業税の課税申告に関する手続きは…

法人事業者 … 法人事業税の確定申告の申告納付期限まで（事業年度終了後、原則2ヶ月以内）に県税事務所へ申告してください。

個人事業者 … この優遇措置についての課税申告手続きはありません。

制度について、詳細は岐阜県HPをご覧ください。

消防団 支援減税

検索



令和7年度から3年間、制度を延長します！

消防団協力事業所の支援のための減税制度

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例
(平成28年4月1日施行)



県内の消防団員の被雇用者（従業員）の割合は、約8割。



被雇用者が消防団に入団しやすく、かつ消防団員として活動しやすい環境づくりが必要。

消防団を支えるためには、
事業者のみなさまの理解と協力が必要です！

対 象

次の要件の全てを満たし、知事の認定を受けた法人（資本金若しくは出資金が1億円以下）又は個人が対象となります。

認定要件

- 1 県内に事業所等を有し、かつ当該事業所等の全てが、「消防団協力事業所表示制度」の表示証の交付を受けていること。
- 2 県内の事業所等における被雇用者等のうち、消防団員が1名以上いること。
- 3 消防団活動について配慮した規定（就業規則等）を整備していること。

適用税目と期間

法人事業税 … 平成28年4月1日から令和10年3月31日までの間に終了する各事業年度

個人事業税 … 平成29～令和10年度（平成28年～令和9年の所得に対して課税）

優遇措置の内容

事業税額の2分の1に相当する額を控除（100万円を限度）

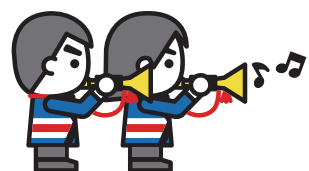
〔消防団員数が被雇用者等の1割以上の場合は200万円を限度〕

基準日・申請の時期

「対象」で示した1～3の認定要件を、下記の基準日の時点で満たしていることが必要です。

なお、申請時期までに申請されない場合には、その事業年度で、この制度の利用はできません。

	基準日	申請時期
法人	各事業年度の終了日	左記の基準日以降、終了日から1ヶ月以内に申請
個人	12月31日	左記の基準日以降、所得税の申告期限までに申請



優遇措置を受けるための3つの要件 ～申請手続きの前に～



1 県内の事業所等の全てが「消防団協力事業所表示制度」の表示証の交付を受けている必要があります。

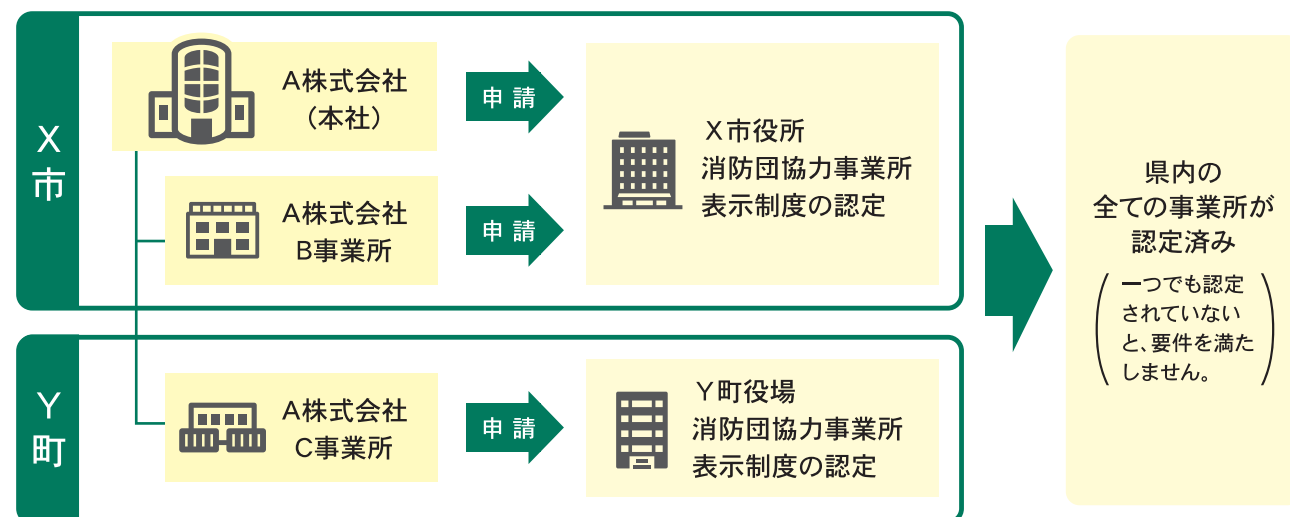
県内の各市町村が実施する「消防団協力事業所表示制度」による、表示証の交付を受けている必要があります。（表示証には有効期間があります。）

表示証の交付を受けるには、各市町村で定める「認定基準」を確認し、その基準を満たした上で、各市町村長へ申請手続きを行ってください。

〈認定基準の例〉

- 1 従業員が消防団員として、相当数入団(複数、〇人以上)している事業所等
- 2 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- 3 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供する等、協力している事業所等
- 4 その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市町村長が特に優良と認める事業所等

申請手続きの方法等は、事業所が所在する市町村窓口にお問い合わせください。



消防団協力事業所表示制度とは

事業所の消防団活動への協力を通じ、地域防災体制の一層の充実が図られることを目的として、市町村長が消防団に協力している事業所等を「消防団協力事業所」として認定する制度です。

総務省消防庁では、地域における消防団活動への一層の理解と協力を得るために、市町村におけるこの制度の導入を推進しています。制度については、各市町村へお問い合わせください。

消防団協力事業所表示制度(総務省消防庁ホームページ)
<https://www.fdma.go.jp/relocation/syobodan/data/policy/cooperation-system/>



消防団協力事業所表示証

2 県内の事業所等に勤務する被雇用者等のうち、1人以上が消防団員であることが必要です。

「県内の事業所等に勤務する被雇用者等」とは、次の者をいいます。

- ①常時勤務する法人の役員又は事業を行う個人。
- ②雇用している労働者が雇用保険の被保険者となっている者。
※個人事業主における専従者は、雇用保険の被保険者となっていることを要しません。
※雇用保険の加入については、ハローワーク（公共職業安定所）へご相談ください。

県内の各事業所等における消防団員1人以上の例は下表のとおりです。

消防団協力事業所表示制度(市町村認定)		事業所等の消防団員の状況	適用の可否
●●法人	X 本 社 (A市)⇒表示証の交付を受けている	消防団員が1人以上いる	認定要件の一要件を満たす。 ※全ての事業所等が消防団協力事業所表示制度の認定を受け、消防団員が1人以上いるので、認定要件の一要件を満たします。
	Y事業所 (A市)⇒表示証の交付を受けている	消防団員が1人以上いる	
	Z事業所 (B市)⇒表示証の交付を受けている	消防団員が1人以上いる	
▲▲法人	H 本 社 (A市)⇒表示証の交付を受けている	消防団員が1人以上いる	認定要件の一要件を満たす。 ※J事業所に消防団員はいないが、他の事業所等に消防団員が1人以上おり、全ての事業所等が消防団協力事業所表示制度の認定を受けているので、認定要件の一要件を満たします。
	I 事業所 (A市)⇒表示証の交付を受けている	消防団員が1人以上いる	
	J 事業所 (B市)⇒表示証の交付を受けている	消防団員がいない (資機材提供の基準により消防団協力事業所の認定を受けている)	



消防団員であっても、活動実績がない場合は、この制度は利用できません。

3 消防団員の活動に配慮した就業規則等を整備する必要があります。

各事業所等で定める「就業規則等」に、消防団員の活動に配慮した事項を盛り込み整備する必要があります。

労働契約を結んでいる事業所の場合	家事使用人や同居の親族のみを雇っている場合
労働契約、労働協約、就業規則、 その他事業所等で周知されている規程等	雇用契約、その他事業所等で周知されている規程等

〈消防団活動を行うことに配慮した事項の例〉

- 賃金や昇給など、消防団活動を行う際に不利益な取扱いをしない等の配慮をしている。
- 勤務時間中の消防団の出動・訓練等の際し、勤務時間の変更、特別休暇の対象など、労働時間に関する配慮をしている。